

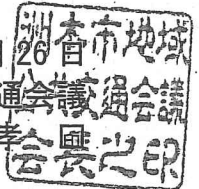


生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成 27 年 5 月

(名称) 洲本市地域公共交通協議会

(代表者名) 会長 濱田 育孝



<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>		
洲本市生活交通改善事業計画		
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>		
<p>バス等の交通機関による移動が困難な身体障害者等のための移動手段として、洲本市内において介護タクシーが民間事業者により運営されているが、ニーズが多様化するなかで、利用者がその用途に応じて、より選択しやすく、容易に利用できる外出手段の確保が必要とされている。</p> <p>そのため、国の地域公共交通確保維持改善事業に定める民間事業者に対する福祉タクシー車両の導入補助を利用して、公共交通のバリアフリー化の促進を計ろうとするものである。</p>		
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>		
<b>(1) 事業の目標</b>		
<p>現在地域内には、車いすのまま乗降可能な福祉タクシー車両は2台であるが、新車2両を購入し、地域内福祉タクシーは4台とする。</p> <p>身体障害者等が、主に電話連絡により、他の利用者とはほぼ同条件で利用できる環境を構築する。</p>		
<b>(2) 事業の効果</b>		
<p>さらに2両の福祉タクシー車両を導入することにより、路線バスの利用が難しい高齢者や障害者等の移動の円滑化を図ることが可能となり、ドア・ツー・ドアによる輸送サービスの拡大が期待できる。</p> <p>また、現在は車検等の車両整備時において、車両が不足し利用者のニーズに対応できていない場合があったが、それらが改善され、利用者の外出機会の向上が図られる。</p>		
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>		
<b>(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>		
(内容) ※具体的に記載すること。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉タクシーの導入</li> <li>(日産 NV200UDバネットタクシー 2両)</li> <li>: 淡路タクシー株式会社</li> </ul>		
<b>(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)</b>		
淡路タクシー株式会社	身体・知的	1割
	精神	設定なし

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両に係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。

特定地域の指定地域外

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

27年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシーの導入	6,068千円	1,200千円	0千円	0千円	4,868千円
	100%	20%	%	%	80%
合計	6,068千円	1,200千円	0千円	0千円	4,868千円
	100%	20%	%	%	80%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

28年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

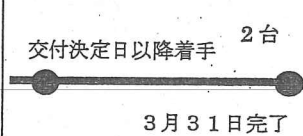
※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシーの導入	2台 交付決定日以降着手  3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
平成27年5月13日	「生活交通改善事業計画（原案）」の策定に対し、洲本市地域公共交通会議委員等に意見募集を開始（～平成27年5月22日まで）
平成27年5月25日	平成27年5月25日 書面協議の結果、合意をいただく

8. 利用者等の意見の反映	
<p>※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。 これまでに寄せられたご意見。</p> <p>上記「7. 協議会の開催状況を主な議論」の欄に記載した通り、洲本市地域公共交通会議委員等から意見を募り、「生活交通改善事業計画」を策定。</p>	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	兵庫県 淡路県民局 洲本土木事務所
関係市区町村	洲本市 企画情報部 企画課
交通事業者・ 交通施設管理者等	公益社団法人 兵庫県バス協会 淡路地区部会 一般社団法人 兵庫県タクシー協会 淡路部会・洲本警察署
地方運輸局	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部
その他協議会が必要と認める者	商工会議所、社会福祉協議会、市民団体代表等

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

(所 属) 洲本市 企画情報部 企画課

(氏 名) 真柴 和弘

(電 話) 0799-22-3321 (内線)1223

(e-mail) Kazuhiro\_Mashiba@city.sumoto.lg.jp